

市税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

平成 27 年度の地方税法の改正において、地方税における猶予制度の見直しが行われました。これを受けて市税においても納税者の「申請による換価の猶予」制度が 28 年 4 月 1 日から実施されます。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより

事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・



その市税の納期限から 6 か月以内に、市税務課に申請することにより、
1 年以内の期限に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

換価とは

差押えた財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当するための強制的手続きのことです。

徴収の猶予

財産について災害を受け、又は盗難にあったとき

納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき

事業を廃止し、又は休止したとき

事業について著しい損失を受けたとき

などにより、市税を一時に納付することができないときは・・・



市税務課に申請することにより、1 年以内の期限に限り、
徴収の猶予が認められる場合があります。

猶予が認められると・・・

- ・ 財産差押えや換価(売却)が猶予されます。
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに税務課にご相談ください。

猶予を受けるための手続き

提出する書類

「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」
「財産収支状況書」（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）
「財産目録」及び「収支の明細」（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）
担保の提供に関する書類
災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）

申請の期限

換価の猶予・・・換価の猶予の申請期限を、納期限から6月以内とします。
徴収の猶予・・・申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合、猶予を受けようとする金額に相当する担保（土地、建物、有価証券、保証人など）を提供する必要があります。ただし、**猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3月以内、特別の事情がある場合は、担保の提供は必要ありません。**

猶予期間と分割納付

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産の状況に応じて、合理的に市税を完納することができるものと認められる期間に限りです。

なお、猶予を受けた市税は、**原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。**

お問い合わせ・納税に関するご相談は

日南市役所 税務課 納税管理係

〒887-8585 日南市中央通1丁目1番地1

電話 0987-31-1122

ファックス 0987-31-1578